



やるきほんき木佐木

神奈川県議会議員
日本共産党

2026.9.2

木佐木ただまさ news

発行：党横浜北東地区委員会

横浜市鶴見区潮田 3-147-6

TEL：045-511-1021

Profile

- ▶1984年(42歳)山口県出身
- ▶鶴見区馬場在住
- ▶神奈川大学法学部卒
- ▶よこはま健康友の会会長
- ▶横浜東民商顧問

賃上げ前倒しで県の支援金活用を！

神奈川県「賃金アップ支援金」：9月中の賃上げがお得！

2026年10月の最低賃金改正前に(9月30日までに)賃上げを実施することで、高額な支援金を受け取れる！

9月 30日

10月 1日

9月中の賃上げが支援金の対象
(2026年9月30日までに完了が絶対条件)

10月1日から最低賃金は1,279円へ
(計画的な賃上げと申請準備を！)

賃上げ額に応じた2つの支給プラン

時給50円アップ	時給100円アップ
1人につき5万円	1人につき10万円

1事業者につき最大500万円
50人までの従業員が対象(複数事業所は加算)

対象は時給1,500円未満の従業員
雇用保険被保険者、または週20時間以上勤務の学生・障がい者が対象

最低賃金が10月から1279円に

神奈川労働局は、2026年10月1日から県内の最低賃金を54円引き上げ、時給1279円に改定することを決定しました。長引く物価高騰の中、暮らしを守るための賃上げは待ったなしの切実な課題です。県内や鶴見区内でも、商店街の店舗やものづくりを支える町工場の皆様から「賃上げは必要だと分かっているが、原材料費も上がり経営が本当に厳しい」という切実な声を数多く伺っています。そうした事業者の皆様に、ぜひ知っていただきたいのが神奈川県の「賃金アップ支援金」です。

9月中実施で1人最大10万円交付

この制度は、県内の中小企業や個人事業主が従業員の賃金を引き上げた際、時給50円以上アップで1人あたり5万円、時給100円以上アップで1人あたり10万円が交付されるものです。対象は引き上げ前の時

給が1500円未満の従業員です。最大のポイントは、賃上げの対象期間が「9月30日まで」となっている点です。10月の改定を待つのではなく、9月中にひと月前倒しして50円以上(または100円以上)の引き上げを実施すれば、この支援金を活用できます。「まだ間に合います！」。1事業者あたり最大500万円まで交付され、負担を和らげながら働く皆さんの処遇改善を進める大きな後押しになります。申請期限は12月4日までですが、先着順で予算に達し次第終了となるため、早めの確認とご活用をおすすめします。

中小企業への直接支援さらに拡充へ

日本共産党は、「物価高から暮らしを守る大幅賃上げ」と「雇用の大半を支える中小企業への直接支援」を一体で進めるよう一貫して提案してきました。今回の県の支援金制度は、現場の声を反映させた小さくても重要な一歩です。

しかし、一時的な支援金にとどまらず、中小企業が安心して賃上げを継続できる抜本的な仕組みが不可欠です。国の責任で大企業の内部留保に適正な時限課税を行い、中小企業の社会保険料軽減や賃金助成の財源を確保すること、そして最低賃金を全国一律で時給1500円、1700円へと引き上げることが求められます。

(※制度の詳細は「神奈川県賃金アップ支援金事務局」コールセンター：050-5810-6950、または県の専用ホームページでご確認いただけます)

YouTube でも詳しい取り組みを紹介しています⇒



毎月 無料生活・法律相談

TEL045 (504) 5121 鶴見区潮田町 2-120-2

あなたの力を貸してください！ 党鶴見区後援会へご参加ください。